

別紙 達成状況検証表

【評価】

A：十分できている B：概ねできている C：不十分である D：できていない

条	項	号	条 文	評価	評価 (人)				評価内容	今後の対応等に関する意見
					A	B	C	D		
1条			この条例は、市政の情報公開と市民参加を基本とした、これからの自主自立する地方自治体にふさわしい、市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。	—	—	—	—	—	(検証対象外)	
2条 (議会の活動原則)	1項		議会は、市民の直接選挙により選ばれた議員で構成する議事機関として、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。	—	—	—	—	—	(各号において評価)	
		1号	政策決定及び市長その他の執行機関の事務について、監視及び評価機能を果たすこと。	B	7	9	1	0	<p>【評価A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議会や全員協議会などでその都度監視及び評価機能を果たしていた。 ○各常任委員会での議員会討議や、所管事務調査、また定例会時での一般質問を通して検証・評価をしている。 <p>【評価B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般質問、各委員会等で監視及び評価機能を概ね果たしている。 ○事務に関するミスが多くみられもっと監視すべき。 ○議員個々の評価はあれど、議会(委員会等)としての評価を総合したものはない、よってB。 	<p>【評価C】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議会に与えられた最重要課題に真摯に取り組むべきである。
		2号	提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案及び政策提言を行うこと。	B	4	10	2	0	<p>【評価B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○独自の政策立案及び政策提言が少ない。 ○独自の政策立案及び政策提言に向けて各委員会を取り組んでいる。 ○立案・提言の実行頻度は少ないが、取組んでいる。 <p>【評価C】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○もっと活発に政策立案・提言を行うべき。 ○政策立案、政策提言についてはもっと勉強しなければならず議会としてはもっと取り組むべきと考える。 <p>【無回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○前段はA、後段は評価できない。 	<p>【評価C】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員会による審査などをさらに厳密に実行すべきである。 ○収集した情報を分析し、問題の本質を理解する力を養うことが大切であり、データ分析や統計のまとめ方を勉強することが重要ではないか。
3号	市民の多様な意見、要望等を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。	A	8	7	2	0	<p>【評価A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○意見、要望等を質問に反映させた。 ○市民との意見交換会を積極的に行い議会活動に反映している。 <p>【評価B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議会フォーラム、出張なんでも意見交換会を行っているが積極的な参加者が少なく、議員一人一人が周知活動に取り組むべきと考える。 <p>【評価C】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民の意見をもっと反映すべきである。 	<p>【評価C】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○実現可能な要望などは、スピーディーに対応すべきである。 ○議会として十分に行っていない。 		

条	項	号	条 文	評価	評価 (人)				評価内容	今後の対応等に関する意見
					A	B	C	D		
		4号	市民に対して説明責任を果たすこと。	B	5	10	2	0	<p>【評価A】 ○議会だより、YouTubeなどを活用し十分説明責任を果たしていると思う。</p> <p>【評価B】 ○議会だよりや議員活動で市民に対して説明責任を果たしている。 ○議会広報や本会議中継等によって部分的に達成されている。</p> <p>【評価C】 ○スピーディーに対応すべきである。</p>	<p>【評価B】 ○議決に至る審議経過についての説明責任は果たせるので、委員会等の審議内容をオープンにする工夫が必要。</p> <p>【評価C】 ○委員会内でまとめ、説明するべき。</p>
		5号	議会内での申合せ事項について、不断に見直しを行うこと。	B	8	8	1	0	<p>【評価A】 ○その都度、申し合わせ事項に対しては、見直しや改善を図り共有していると思う。 ○確認しながら活動している。</p> <p>【評価B】 ○議会運営委員会等で対応している。 ○以前よりも改善されているが、会派を超えた議論をもっと活発に行うべきである。</p>	<p>【評価A】 ○議員各位が申し合わせ事項について課題意識を持ち続けられるかの領域に入った。</p> <p>【評価C】 ○不断に見直しに取り組むべきである。</p>
3条 (議員の活動原則)	1項		議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。	—					(各号において評価)	
		1号	議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間の自由な討議を重んじること。	A	10	7	0	0	<p>【評価A】 ○自由な討議ができています。 ○各委員会や議員相互間の自由な討議を実施している。 ○概ね良い。 ○十分に認識し討議している。</p> <p>【評価B】 ○意志疎通が低く感じる。 ○概ね果たしている。</p>	
		2号	市政全般についての課題、市民の意見等を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。	B	8	9	0	0	<p>【評価A】 ○委員会活動、会派活動等で市民の意見等を把握し、研修会への参加により自己研鑽に努めている。 ○果たしている。 ○議員研修や行政視察で自己研鑽し、議員活動を行っている。 ○条文の前後で主旨が異なる。論理的規定が混同されている。</p> <p>【評価B】 ○更に活発な活動が必要である。</p>	

条	項	号	条 文	評価	評価 (人)				評価内容	今後の対応等に関する意見
					A	B	C	D		
		3号	積極的に政策立案、政策提言等を行うため、調査及び研究に努めること。	B	6	10	1	0	<p>【評価A】</p> <p>○議会改革推進研修会や議員特別研修制度を活用して研修を行っている。</p> <p>○積極的にさまざまなセミナー等に参加し自己研鑽を重ね、政策立案ができるよう取り組みたい。</p> <p>【評価B】</p> <p>○政策立案・提言については評価が難しいが、政策立案・提言のプロセスを整備できたためB。</p> <p>【評価C】</p> <p>○調査・研究をもっとすべきである。</p>	<p>【評価C】</p> <p>○議員個々人の努力がもっと必要だと思う。</p>
		4号	個別的又は地域的な事案の解決だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。	B	7	6	4	0	<p>【評価A】</p> <p>○目指して活動している。</p> <p>○普段からそのように取り組んで活動している。</p> <p>【評価B】</p> <p>○市民全体の福祉の向上を目指して活動している。</p> <p>○個別的・地域的な事案解決のために活動しているように感じる。</p> <p>【評価C】</p> <p>○場面によって、地域イデオロギーを全面とした対立が見られたり、牽強付会な振る舞いが散見されるため、C。</p>	<p>【評価C】</p> <p>○市民全体の福祉向上を図るべきである。</p> <p>○市政を広い視野で考えることが必要。</p> <p>○真摯に捉えているか疑問。</p> <p>○議員は市民全体の福祉の向上のために存在することを、有権者にも十分理解してもらふ必要あり。</p>
		5号	議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。	B	7	9	1	0	<p>【評価A】</p> <p>○しっかり取り組んでいる。</p> <p>【評価B】</p> <p>○説明責任を果たしている。</p> <p>○各議員が市民に対して議員活動について説明責任を果たしている。</p> <p>○改善されてきてはいるものの、更なる努力をすべき。</p>	<p>【評価C】</p> <p>○市民に対しての説明責任をさらに果たすべきである。</p>
4条 (災害時の対応)	1項	議会及び議員は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ確に行動するとともに、市民生活の安定及び維持に努めるものとする。	A	9	8	0	0	<p>【評価A】</p> <p>○議会業務継続計画(議会BCP)を策定し、体制を整備した。</p> <p>○災害発生時の対応について理解し、行動している。</p> <p>【評価B】</p> <p>○現在のところ対応する場面がない。</p> <p>○災害に対して対応できるようにしている。</p> <p>○突然の災害に備え、常日頃から行動パターンを確認しておくことが必要。</p>		
	2項	議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。	—					(検証対象外)		
5条 (会派)	1項	議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。	—					(検証対象外)		
	2項	会派は、政策を中心とした同一理念を共有する議員で構成し、活動する。	—					(検証対象外)		

条	項	号	条 文	評価	評価 (人)				評価内容	今後の対応等に関する意見
					A	B	C	D		
	3		会派は、政策決定、政策提言、政策立案等に際して、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	B	8	6	2	1	<p>【評価A】 ○概ね取り組んでいる。</p> <p>【評価B】 ○会派間で調整を行い合意形成に努めている。</p> <p>【評価C】 ○改善されてきてはいるものの、更なる努力をすべき。</p>	<p>【評価C】 ○建設的な議論を行い、協調性を持って調整に努めるべき。 ○会派間の意見調整をもっと明確に行うべきである。</p>
6条 (情報公開及び 市民との連携)	1		議会は、議会活動に関する情報公開を徹底する。	A	14	3	0	0	<p>【評価A】 ○議会中継、議会だより、議会ホームページにより情報公開を行っている。 ○概ね良い。 ○十分に取り組んでいる。</p> <p>【評価B】 ○徹底している部分とそうでない部分がある。</p>	
	2		議会は、本会議のほか、議会における全ての会議を原則公開とする。	A	12	4	1	0	<p>【評価A】 ○本会議、各委員会において原則公開している。 ○概ね良い。 ○十分に取り組んでいる。</p> <p>【評価B】 ○公開している。</p> <p>【評価C】 ○委員会は傍聴が認められているが、積極的な公開がなされていない。</p>	<p>【評価C】 ○委員会審議の経過がオープンでない。</p>
	3		議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	B	5	7	4	1	<p>【評価A】 ○努めている。</p> <p>【評価B】 ○活用できていない。</p> <p>【評価C】 ○もっと制度の活用を図ってもよい。 ○公聴会制度及び参考人制度は行われていない。 ○この制度をもっと活用していく必要があると考える。 ○制度について研修等行うべきと考える。</p> <p>【評価D】 ○活用されていない。</p>	<p>【評価C】 ○議会の討議に参加できる仕組みを作る。 ○今後、制度の活用を検討する。 ○今後、活用するよう会派間で再確認することが必要である。 ○広報広聴委員会で取り組んではいるが、市民が意見を述べる機会をさらに定期的に設けることで、参加しやすい環境を整えると同時に議員自らの周知する必要があるのではないかと。</p> <p>【評価D】 ○制度を活用する場合の動機、手法、プロセス等の整備が必要。</p>
	4		議会は、請願及び陳情を市民からの政策提言と位置づけ、その審議において、必要に応じて提案者の意見を聴く機会を設けることができる。	A	11	5	1	0	<p>【評価A】 ○現地調査を行い、意見を聞く機会を設けている。 ○現地視察や所管事務調査を積極的に行っている。</p> <p>【評価B】 ○提案者の意見を聞く機会は都度設けられている。</p> <p>【評価C】 ○実行すべきである。</p>	<p>【評価C】 ○提案者の意見を直接聴く機会を設けるべきと考える。</p>

条	項	号	条 文	評価	評価 (人)				評価内容	今後の対応等に関する意見
					A	B	C	D		
		5項	議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、議員の政策立案能力を強化するとともに、議会の政策提案等の拡大を図るものとする。	A	13	4	0	0	<p>【評価A】</p> <p>○議会改革の取組の中で多様な意見交換ができています。</p> <p>○議会フォーラム、ゆざわ市民一日議会など意見交換の場を多様に設け、政策立案につなげる取組を行っている。</p> <p>○広報広聴委員会で新たな事業を実施し、その中から政策提言などに結びつくよう取り組んでいる。</p> <p>【評価B】</p> <p>○市民の意見をもっと反映すべきである。</p>	
7条 (議会広報広聴の充実)	1項		議会は、情報技術の発達を踏まえ、多様な広報手段を活用することにより、その有する情報を常時公開し、多くの市民が議会と市政に関心を持ち、理解が得られるような議会広報活動に努めるものとする。	A	11	6	0	0	<p>【評価A】</p> <p>○議会だよりのホームページ掲載、議会のYouTubeによる配信など実施している。</p> <p>○議会中継、ホームページ、FMラジオ等で議会広報活動を行っている。</p> <p>○概ね良い。</p> <p>○SNSやYouTubeなどの活用で十分に取り組んでいる。</p> <p>【評価B】</p> <p>○本会議中継やホームページで情報公開は行っているものの、多様な広報手段を活用しているとは言えない。</p>	
	2項		議会は、本会議又は委員会終了後、速やかに議事録を作成し、公開するものとする。	A	10	6	0	0	<p>【評価A】</p> <p>○速やかに公開している。</p> <p>○ホームページや議会だよりで等々公開している。</p> <p>○概ね良い。</p> <p>【評価B】</p> <p>○概ね果たしている。</p>	<p>【評価A】</p> <p>○議事録や会議録作成に音声AIの導入の検討に入るべき。</p>
	3項		議会は、広く市民意見等を聴取するとともに、それらを市政に反映するため必要に応じて意見交換会を開催するものとする。	A	13	3	1	0	<p>【評価A】</p> <p>○広聴活動を強化し、多様な意見交換会を開催している。</p> <p>○概ね良い。</p> <p>○十分に取り組んでいる。</p> <p>【評価B】</p> <p>○細かく市民との意見交換会を行う必要があると感じる。</p>	<p>【評価C】</p> <p>○市民の意見を市政に反映する機会をさらに設けるべきである。</p>
	4項		議会は、前2項に規定する活動を行うため、広報広聴委員会を設置する。	—	—	—	—	—	(検証対象外)	
	5項		議会広報広聴委員会について必要な事項は、別に定める。	—	—	—	—	—	(検証対象外)	

条	項	号	条 文	評価	評価 (人)				評価内容	今後の対応等に関する意見
					A	B	C	D		
8条 (市長等との関係)	1項		議会は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係について、次に掲げるところにより、常に適切な緊張感のある対等な関係を保持し、事務執行の監視及び評価を行うものとする。	A	10	5	0	0	<p>【評価A】</p> <p>○常に適切な緊張感のある対等な関係を保持している。是々非々の立場で対応している。</p> <p>○概ね行っていると思う。</p> <p>○本会議において、一問一答になっていない質疑が放置されている。また、論点や争点を明確にするべく、市長におかれては反問権を行使することをいとわないでほしい。</p> <p>【評価B】</p> <p>○常に適切な緊張感のある対等な関係を保持している。</p> <p>○概ね良い。</p>	
		1号	本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うものとする。							
		2号	議長から本会議への出席を要請された市長及び教育長は、議長の許可を得て、議員に対して質問の主旨を明確にするため反問することができる。							
		3号	議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、議長は市長等に文書により回答を求めるものとする。							
		4号	前号の文書による質問及び回答は、原則として公開するものとする。							
9条 (市長による政策等の形成過程の説明)	1項		議会は、市長が提案する重要な政策について、その政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。	A	10	7	0	0	<p>【評価A】</p> <p>○当局との議論は充分といえる。</p> <p>○実施している。</p> <p>○全員協議会及び本会議、各委員会の質疑や一般質問、会派代表質問等で説明を求めている。</p> <p>○全員協議会や定例会一般質問の際に説明を求めている。（市長は文章を読み上げるだけでなく、事業に対する思いや、独自の考えも訴えていただきたい。）</p> <p>○十分と言える。ただし、議会基本条例として特段定める必要があるか。議会が求めるのではなく、議員が市長に問う事項のため、評価が難しい。</p> <p>【評価B】</p> <p>○概ね良い。</p>	
		1号	必要とする背景							
		2号	提案に至るまでの経緯							
		3号	市民参画の実施の有無とその内容							
		4号	総合計画との整合性							
		5号	財源措置							
	6号	将来にわたる効果及び費用								
2項		議会は、前項の政策の提案を審議するに当たっては、立案、執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。	A	10	6	0	1	<p>【評価A】</p> <p>○実施している。</p> <p>○予算決算常任委員会で全議員が出席し、予算案、決算を審査している。</p> <p>○予算決算常任委員会や全員協議会で予算案から決算状況を審議している。</p> <p>【評価D】</p> <p>○議員各位が行なっているが、執行後の評価が不十分。</p>		
3項		議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。	A	13	4	0	0	<p>【評価A】</p> <p>○㊸実施している。</p> <p>○㊸予算、決算付属資料による主要事業説明が分かりやすく、具体的に説明を求めている。</p>		

条	項	号	条 文	評価	評価 (人)				評価内容	今後の対応等に関する意見
					A	B	C	D		
10条 (自由討議による 合意形成)	1項		議長は、議会は議員による討論の場であることを十分認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。	A	13	3	0	0	<p>【評価A】</p> <p>○議員相互間の自由討議を中心に運営している。</p> <p>○概ね取り組んでいる。</p> <p>【無回答】</p> <p>○自由討議を中心に運営されているか評価が難しい。</p>	
	2項		議会は、本会議及び委員会における議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めなければならない。	A	12	5	0	0	<p>【評価A】</p> <p>○委員会を中心に議論した。</p> <p>○議論を尽くして合意形成に努めている。</p> <p>○概ね取り組んでいる。</p> <p>【評価B】</p> <p>○合意形成するまでの協議の場をもっと増やすべきである。</p>	
11条 (議会改革推進会議)	1項		議会は、議会改革に継続的に取り組むとともに、市政に関する重要な施策及び課題に対して議会としての共通認識と合意形成を図り、政策立案及び政策提言を推進するため議会改革推進会議を設置する。	A	12	3	2	0	<p>【評価A】</p> <p>○政策立案及び政策提言を推進するための議会改革推進会議を設置している。</p> <p>○概ね取り組んでいる。</p> <p>【評価B】</p> <p>○議会改革はかなり良い方向へ推移しているが、議会改革推進会議をもっと機能させる必要があると考える。</p> <p>【評価C】</p> <p>○議会改革推進会議を設置した。</p>	<p>【評価C】</p> <p>○議会改革推進会議を充実したい。</p> <p>○議会改革推進会議のあり方を再検討する必要がある。この会議は真に必要な時に稼働するものであって、政策提言・立案をすること自体を目的としてはならず、システムとして構えておくことに第一の意義がある。</p>
	2項		議会改革推進会議について必要な事項は、別に定める。	—	—	—	—	—	(検証対象外)	
12条 (委員会の活動)	1項		委員会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の調査研究活動を充実強化するものとする。	A	11	6	0	0	<p>【評価A】</p> <p>○研修視察などを行っている。</p> <p>○所管事務調査、行政視察等を行っている。</p> <p>○市民生活向上のため、緊張感を持って慎重な審議をしている。</p> <p>【評価B】</p> <p>○概ね果たしている。</p> <p>○課題に対しもっと迅速に対応できるよう、調査研究活動をもっと行うべきである。</p>	

条	項	号	条 文	評価	評価 (人)				評価内容	今後の対応等に関する意見
					A	B	C	D		
		2項	委員会での審査に当たっては、市民に対し積極的に情報を公開し、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。	B	7	8	1	1	<p>【評価A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民に対して積極的に情報公開を行い、分かりやすい議論をすることに努めている。 ○出張なんでも意見交換会等を開催し取り組んでいる。 <p>【評価B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民にわかりやすいように努めている。 ○概ね良い。 <p>【評価C】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○傍聴することはできているが、現実には傍聴者がいない。 <p>【評価D】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員会での審査が積極的に情報公開されていない。 	<p>【評価C】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員会のライブ配信の検討。 <p>【評価D】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委員会審査経過の積極的な情報公開のあり方を検討すべき。
13条 (議員研修の充実強化)	1項		議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、積極的に議員研修の充実強化に努めるものとする。	A	10	5	2	0	<p>【評価A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議会改革推進研修会、議員特別研修制度による研修受講、会派の政務活動を積極的に実施している。 ○十分に取り組んでいる。 <p>【評価B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後さらなる充実が必要。 ○議員研修を行っている。 <p>【評価C】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○様々な分野の研修会をもっと開催すべき。 ○議員研修の機会が多様に設けられているが、政務活動が十分に行えるほどの活動費の上限が設定されているとは言えない。 	<p>【評価C】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○議員個々人の研修会参加も良いが、議会全体の開催を望む。 ○政務活動費のあり方と上限について検討すべき。
	2項		議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。	A	9	6	2	0	<p>【評価A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○専門的な講師を招聘しての研修会を実施している。 <p>【評価B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○テーマにより各分野と研修会を行っている。 ○概ね果たしている。 <p>【評価C】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開催できていない。 ○上記と同様、専門家や市民等との研修会開催には費用面が足かせになり、開催にこぎつけられない。 	<p>【評価C】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開催に向けて協議が必要があると考える。 ○政務活動費のあり方と上限について、検討すべき。

条	項	号	条 文	評価	評価 (人)				評価内容	今後の対応等に関する意見
					A	B	C	D		
14条 (交流及び連携の推進)			議会は、他の地方自治体の議会と政策、議会運営等について意見交換するため、積極的に交流及び連携を図るものとする。	A	10	6	1	0	<p>【評価A】 ○交流及び連携が図られている。 ○十分に取り組んでいる。 ○議会運営委員会や広報公聴委員会の視察調査などで達成されている。</p> <p>【評価B】 ○どのように的を絞るのか。 ○秋田県市議会議長会議員研修、県南4市議会議員研修等により交流及び連携を図っている。 ○他の自治体等との意見交換会が少ない。</p> <p>【評価C】 ○開催できていない。</p>	<p>【評価C】 ○開催に向けて協議が必要があると考える。</p>
15条 (政務活動費)	1項		政務活動費は、議員が政策立案、政策提言等を行うための調査研究その他の活動に資するために会派及び会派に属さない議員に対して交付されるものであり、湯沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年湯沢市条例第5号）に定めるところにより適正に執行しなければならない。	A	14	2	1	0	<p>【評価A】 ○条例の定めるところにより適正に執行している。 ○概ね良い。</p> <p>【評価C】 ○適正に執行されているが、後払制について使いづらさがある。</p>	<p>【評価A】 ○今後は完全後払制から概算支制への移行を検討する必要がある。</p> <p>【評価C】 ○会派構成員の数によっては、現行の後払制では難点があるため、透明性を確保しつつ、概算払制の再考が望ましい。</p>
	2項		政務活動費は、透明性を確保するため、その用途等を公開しなければならない。	A	15	2	0	0	<p>【評価A】 ○ホームページや議会だよりで公開している。</p>	
16条 (議会事務局の体制整備)	1項		議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努めるものとする。	A	11	5	0	0	<p>【評価A】 ○研修受講等で調査及び法務機能の充実強化に努めている。 ○概ね良い。 ○十分に取り組んでいる。</p> <p>【無回答】 ○議長の職権であるため評価が難しい。</p>	
	2項		議長は、前項の充実強化のため、専門的な知識経験を有する職員の配置に努めるとともに、職員の専門的能力の養成を行うものとする。	B	7	9	0	0	<p>【評価A】 ○研修等の受講により職員の専門的能力の養成を行っている。 ○概ね良い。</p> <p>【評価B】 ○十分な研修受講をさせスキルアップさせているとまでは言えない。 ○概ね果たしている。</p>	<p>【評価B】 ○多忙となっており事務局職員の環境整備を早急に行うことが必要。</p>

条	項	号	条 文	評価	評価 (人)				評価内容	今後の対応等に関する意見
					A	B	C	D		
17条 (議会図書室)	1項		議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。	B	3	11	2	1	<p>【評価A】 ○しっかり整備されている。</p> <p>【評価B】 ○必要な図書の貸入れ体制はできているが、情報提供が不足している。 ○ネットの活用により議会図書館の活用が限定的になっている。 ○積極性に欠けるが概ね果たしている。 ○もっと活用すべきである。 ○議員活動に関する図書が少ない。</p> <p>【評価C】 ○充実しているとは言えない。</p> <p>【評価D】 ○努めていない。</p>	<p>【評価C】 ○利用率を上げる取組みが必要である。また議会図書室の必要性も協議すべき。 ○もっと利用しやすいようにすべきである。</p> <p>【評価D】 ○調査研究に資するために、どのように充実させるか検討が必要。</p>
	2項		議会図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。	A	9	5	2	1	<p>【評価A】 ○利用できる。 ○概ね良い。 ○議事録確認や、調査研究のためそうあるべきであると思う。</p> <p>【評価B】 ○誰でも利用できる。</p> <p>【評価C】 ○誰でも利用できるという周知が不十分。</p> <p>【評価D】 ○誰もが利用できる環境にないと判断する。(配置の問題)</p>	<p>【評価B】 ○議会図書室の利用の案内の充実を図る。</p> <p>【評価C】 ○利用できることについて積極的に周知に努めるべき。 ○事務局の使用頻度に応じて制限も必要。</p> <p>【評価D】 ○管理者として常に利用者の監視ができない配置である。</p>
18条 (議員の政治倫理)			議員は、市民の代表としてその倫理性を常に自覚し、湯沢市議会議員政治倫理条例(平成25年湯沢市条例第20号)を順守しなければならない。	A	14	3	0	0	<p>【評価A】 ○順守している。 ○日々、緊張感を持ち、言動に注意しながら活動している。</p>	
19条 (議員定数)	1項		議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする。	—	—	—	—	—	(検証対象外)	
	2項		議員定数は、人口、面積、財政力、事業課題等を比較検討し、決定するものとする。	—	—	—	—	—	(検証対象外)	
	3項		議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。	—	—	—	—	—	(検証対象外)	
20条 (議員報酬)	1項		議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題、その必要性、算定の基準、類似自治体の状況等を十分に考慮するものとする。	—	—	—	—	—	(検証対象外)	
	2項		議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。	—	—	—	—	—	(検証対象外)	

条	項	号	条 文	評価	評価 (人)				評価内容	今後の対応等に関する意見
					A	B	C	D		
21条 (議会改革)			議会は、市民の意見を市政的に反映させるため、議会改革に積極的かつ継続的に取り組まなければならない。	A	14	3	0	0	【評価A】 ○積極的かつ継続的に取り組んでいる。 【評価B】 ○概ね良い。	
22条 (最高規範性)	1項		この条例は、議会における最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。	A	15	1	0	1	【評価A】 ○制定していない。	
	2項		議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例の研修を行わなければならない。	—	—	—	—	—	(検証対象外)	
23条 (見直し手続)	1項		議会は、2年ごとにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検討しなければならない。	A	17	0	0	0	【評価A】 ○2年ごとに達成状況を検証している。 ○概ね良い。	
	2項		議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じなければならない。	—	—	—	—	—	(検証対象外)	
	3項		議会は、この条例を改正する場合は、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。	A	14	2	0	1	【評価A】 ○提案理由を説明している。 ○概ね良い。 ○その都度取り組んでいる。 【評価D】 ○改正の理由、背景を詳しく説明しているかわからない。	